

| 項番 | 質問                                                              | 回答                                                                                                                                                                                          |
|----|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 複数児童の上限額管理について、利用者負担の調整方法や上限額管理加算が算定できる具体的な事例を示してほしい。           | 「障害者自立支援給付審査支払等システムに係るQ&Aについて」の2ページ目に利用者負担の調整方法や上限額管理加算の適用有無の一覧がありますので、ご確認ください。                                                                                                             |
| 2  | 複数児童が、上限額管理事業所以外の他の複数の事業所でサービスを利用した場合に、上限管理事業所は上限額管理加算は算定できるのか。 | 原則、サービスの利用が上限額管理加算事業所のみの場合は、上限額管理加算は算定できません。<br>ただし、複数児童が、上限額管理事業所以外の他の複数の事業所でサービスを利用した月は、サービス利用のない上限額管理事業所が上限額管理加算のみを算定しても差し支えありません。                                                       |
| 3  | 兄弟が、同じ事業所のみを利用している場合、上限額管理は必要か。                                 | 兄弟が、同じ事業所のみを利用している場合であっても、市に上限額管理事務届出書の上、上限額管理を行ってください。ただし、上限額管理加算は、複数の事業所の利用者負担の調整を目的とするため、兄弟ともに一つの同じ事業所の場合は、算定できません。                                                                      |
| 4  | 同一世帯の複数児童が、障害児通所支援サービスを利用している場合は、必ず上限額管理しなければならないのか。            | ・利用者負担上限月額が設定されている複数児童が、それぞれ別事業所でサービスを受けた場合、複数児童の上限額を管理せず、それぞれの児童で上限額を請求しても差し支えありません。ただし、保護者の負担軽減を図るため、複数児童の上限額管理に努めてください。<br>・複数児童の上限額管理を行わない場合は、これまでどおり世帯の上限額を超えた部分を高額障害児通所給付費として償還給付します。 |
| 5  | 利用者負担上限月額が0円の場合、上限額管理は必要か。                                      | 不要です。                                                                                                                                                                                       |
| 6  | 利用者負担上限月額がある世帯において、複数児童のうち、1人だけサービス利用があった場合でも上限額管理は必要か。         | 複数児童の上限額管理は不要です。ただし、1人で複数の事業所を利用した場合は、通常の上限額管理が必要です。                                                                                                                                        |
| 7  | 兄弟で同一の事業所が上限額管理を行っている場合、複数児童の上限額管理をする場合は、複数児童用の上限額管理の届出は必要か。    | システム上の登録及び受給者証の特記事項に記載する必要があるため、届出は必要となります。                                                                                                                                                 |
| 8  | 複数児童の上限額管理を行った場合の請求はどのようにするか。                                   | お使いの請求ソフト会社にお問い合わせください。上限額管理加算の算定条件については「項番1」をご確認ください。                                                                                                                                      |
| 9  | 無償化対象児童（満3歳～5歳）の場合は上限額管理は必要か。                                   | 無償化対象児童について、上限額管理は不要です。<br>例：兄（7歳）が放課後等デイサービスを利用し、弟（4歳）が児童発達支援を利用する場合は、複数児童用の上限額管理は不要です。ただし、兄が複数事業所を利用している場合は、個別の上限額管理は必要です。                                                                |